

裁判所にて吟味せられたる事
事、田中始に法を不知と陳し
出頭せし後、差戻り、其の後に
拷問に罹り、不承不白の状に
為せられたる事、後、田中、
也、因りて、文部省に訴へ、
一、判決者、放逐にせしむ
條、例に照し、可成り、
名、田中、獨り、
件、田中、
味、

海老志、
文部省、
海老志、
比、
知、
在、
し、
味、

以名所定之云池松自云云
 此。二。篇。之。子。如。子。亦。下。記。獨
 載。以。多。一。後。下。以。速。及
 云

明治十年二月廿六日

廿七村者三

